

平成28年第4回長久手市議会定例会議案概要（追加提出分）

平成 2 8 年第 4 回長久手市議会定例会提出議案等一覧（追加提出分）

区 分	議案番号	議 案 名	担 当 課
1 条例	議 案 第 7 0 号	長久手市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	人事課
	議 案 第 7 1 号	長久手市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について	人事課
計			2 件

1 条例

(1) 議案第70号 長久手市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

人事院勧告に準じ、長久手市職員の給与に関する条例及び長久手市一般職の任期付職員の採用等に関する条例を一部改正する。

ア 平成28年12月期の勤勉手当の支給割合を次のとおり改める。

区 分	改正前	改正後
勤勉手当（職員）	100分の80	100分の90
勤勉手当（再任用職員）	100分の37.5	100分の42.5

イ 平成29年6月期以降の勤勉手当の支給割合を次のとおり改める。

区 分	改正前	改正後
勤勉手当（職員）	100分の90	100分の85
勤勉手当（再任用職員）	100分の42.5	100分の40

ウ 平成28年12月期の55歳以上の職員の勤勉手当の減額割合を次のとおり改める。

区 分	改正前	改正後
勤勉手当（再任用職員）	100分の1.2	100分の1.35

エ 平成29年6月期以降の55歳以上の職員の勤勉手当の減額割合を次のとおり改める。

区 分	改正前	改正後
勤勉手当（再任用職員）	100分の1.35	100分の1.275

オ 平成28年12月期の特定任期付職員の期末手当の支給割合を次のとおり改める。

区 分	改正前	改正後
期末手当（特定任期付職員）	100分の157.5	100分の167.5

カ 平成29年6月期以降の特定任期付職員の期末手当の支給割合を次のとおり改める。

区 分	改正前	改正後
期末手当（特定任期付職員）	100分の167.5	100分の162.5

キ 扶養親族1人あたりの扶養手当額を次のとおり改め、職員に配偶者がいない場合の父母等の扶養手当に関する規定を削除する。

単位：円

区 分	改正前	改正後
配偶者	13,000	6,500
配偶者（行(一)8級職員）	13,000	3,500
父母等（行(一)8級職員）	6,500	3,500
子	6,500	10,000

公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

(2) 議案第71号 長久手市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

介護を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするため、国家公務員の規定に準じ、次のとおり新たに介護時間について規定し、また、介護休暇の期間について規定する。

ア 休暇の種類に、介護時間を追加する規定

イ 介護休暇の期間について、1回の介護必要期間内に、6か月を超えない範囲で3回以内に分けて、市長が介護休暇を分割して指定する規定

ウ 介護時間について、1回の介護必要期間内に、3年以内で、1日2時間以内の介護時間を取得できる規定

平成29年1月1日から施行